

令和6年度エネルギー・食料品等価格高騰対応支援 子育て世帯加算給付金のご案内

給付額

児童1人あたり **2万円**

対象世帯

令和6年度エネルギー・食料品等価格高騰対応支援給付金（3万円）の対象世帯のうち、対象児童がいる世帯

対象児童

・令和6年12月13日時点で給付対象世帯の世帯員である18歳以下の児童（平成18年4月2日～令和6年12月13日生まれの児童）

I 令和6年12月14日～令和7年5月31日に対象世帯に生まれた児童

II 同一世帯員として住民登録されてはいないが生計が同一である18歳以下の児童（単身で寮に入っている児童等）

※ **I** **II** については、申請書の提出が必要ですので、下記受給手続 **I** **II** をご確認ください。
※住民票を移さずに施設に入所している児童等、令和6年12月13日時点で生計を同一にしていない児童は対象外です。

受給手続

水戸市から令和6年度エネルギー・食料品等価格高騰対応支援給付金（3万円、手続期限：令和7年6月30日（月））を受給した世帯

支給通知書（ハガキ）が届きます。

手続は不要です。

原則、上記給付金を受給した世帯に対して**手続不要**で給付いたします。

I

令和6年12月14日～令和7年5月31日生まれの児童がいる世帯

申請書の提出が必要です。

申請期限：令和7年6月30日（月）

※当日消印有効

【申請書設置場所】

水戸市市民税非課税世帯等臨時特別給付金室（市役所3階会議室306）、福祉総務課（市役所3階）、各出張所、各市民センター

※水戸市ホームページからのダウンロードもできます。



II

単身で寮に入っている児童など、同一世帯員として住民登録されてはいないが生計が同一である18歳以下の児童（※令和6年12月13日時点）がいる世帯

詳細は裏面をご確認ください。

申請書の記入と提出書類

I 又は **II** の申請が必要な世帯は、**申請書と添付書類（申請・請求者本人確認書類のコピー、受取口座を確認できる書類のコピー）の提出に加えて下記のとおり対応が必要**です。

※給付金の支給時期は、水戸市が申請書を受理した日から約2ヶ月以内が目安です。

I

令和6年12月14日～令和7年5月31日生まれの児童がいる世帯

※記入する欄が足りない場合は、申請書を2枚以上使用してください。

- ・ **申請書（表面）「2.申請者が属する世帯の状況」欄**に、令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記入し、それに加え**出生した児童**について記入してください。
- ・ **（令和6年12月14日以降水戸市から転出した後に生まれた対象となる児童がいる場合）「出生の事実を証明する書類（戸籍謄本または抄本、出生届の受理証明書等）」**を添付してください。
※引き続き水戸市にお住まいの方は添付不要です。



II

**単身で寮に入っている児童など、同一世帯員として住民登録されては
いないが生計が同一である18歳以下の児童がいる世帯**

※監護している児童のいる世帯と重複して子育て加算給付金を受給することはできません。

- ・ **申請書（表面）「2.申請者が属する世帯の状況」欄**に、令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記入し、それに加え**別居監護している児童**についても記入の上**「別居監護している児童がいる旨の申出書」**を添付してください。
※申出書は市ホームページからダウンロードしていただくか、ダウンロードできない方は、下記お問合せ先までご連絡ください。
- ・ **（監護している児童が市外に在住の場合）**
「監護している児童の属する世帯全員の住民票の写し」を添付してください。

配偶者やその他親族からの暴力などで住所地以外に避難中の方等も、給付金を受給できる場合があります。詳細はお問合せください。

！「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。



お問合せ

水戸市市民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター



0120-583-300（フリーダイヤル）

受付時間 平日9:00～17:00（土・日・祝日を除く）